

坂水給発第576号  
令和元年6月10日

指定給水装置工事事業者 各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
企業長 齊藤芳久  
(公印省略)

舗装本復旧工事写真の提出について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきましては、平成30年11月16日付け坂水給発第1088号企業長通知において、本復旧施工日から30日以内の写真提出を義務付けており、平成31年4月1日に改正を行った坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準においても、同内容を規定しております。

しかしながら、一部の事業者において、工事写真提出の遅延が確認されていることから、本通知の通知日以降に施工した事案につきましては、提出期限を遵守していただくよう改めて通知するとともに、遅延した事業者は指導対象としますので、十分注意のうえ業務に当たってください。

問合せ先  
坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
給水課給水担当  
049-283-1954